

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日とる)

目 次

- ◇規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- ◇教委訓令 教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令
- ◇人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
- ◇企業管理規程 鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程

規 則

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十二号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の母来寮 岩井長者寮の項中「寮母」の下に「及び寮父」を加える。

別表第二の一等級の項第四号、二等級の項第二号及び三等級の項中「寮母」の下に「寮父」を加える。

附 則

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十三号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）

の一部を次のように改正する。

別表の第一号中「・空港事務所長」を削り、同表の第二号中「寮母」の下に「寮父」を加え、同表の第三号中「・桑苗検査員」を削る。

附 則

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第三号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和六十年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 倉 部 福之助

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表の第一の「中」[場合]を「場合。ただし、職員の定年等に関する条例（昭和59年8月鳥取県条例第一号）第五條第一項の規定により採用する場合を除く。」に改め、同表の第一の4を次のように改める。

4 配属先（昇任及び降任以外の方

法で、所属課所の変更又は同課と認められる他の職を命ずる場合。

ただし、別に職名を変更する場合を除く。）

鳥取県……に任命する

……勤務を命ずる

○職員の種別を変更させる場合に限る。

○所属課所を変更する場合に限る。ただし、所属課所の長への配属換の場合を除く。

……を命ずる

○職名を変更する場合に限る。

22 定年退職（職員が職員の定年等

……を命ずる

○職名を変更する場合に限る。

同表の第1の20中「昇任及び降任以外の方法で同種と認められる職員の種類又は職を命ずる」や「単に職名を変更する」及び「鳥取県……に任命する」の職員の種類を異動させる場合に限る。」や同表の第1の17を次のように改める。

17 休職期間更新(休職の期間を更新する場合)

休職の期間を……年……月……日まで更新する

○辞令書等のその他欄に記載する。

給与は職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第4条第2項の規定により支給しない

○職員給与に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第3号)第12条の2第3号の規定により給与を支給されている者の休職の期間を1年を超えて更新する場合に限る。

同表の第1の18中「あつた場合」や「あつた場合等」とある。同表の第1の20中「専従許可の期間中に在籍専従制度の趣旨に違反する等違法な行為があつた」や「在籍専従の許可を取り消す」とある。

別表の第一中35を43とし、24から34を32から42までとし、同表の第一の23中「暫定手当(給料に対する調整手当)」を「調整手当」と改め、同表の第一中23を31とし、22を30とし、21の次に22から29までとして次のように加える。

22 定年退職(職員が職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職する場合)

職員は定年等に関する条例第2条の規定による定年退職

の規定による定年退職

○辞令書等の種類欄に記載する。

23 勤務延長(職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により引き続き勤務させる場合)

……年……月……日まで勤務延長する

○辞令書等のその他欄に記載する。

24 期限延長(職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合)

勤務延長の期限を……年……月……日まで延長する

○辞令書等のその他欄に記載する。

25 期限繰上げ(職員の定年等に関する条例第4条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合)

勤務延長の期限を……年……月……日に繰り上げる

○辞令書等のその他欄に記載する。

26 勤務延長退職(職員の定年等に関する条例第4条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合)

関する条例第4条第1項の規定により引き続き勤務している職員が期限の到来により退職する場合)

勤務延長の期限の到来による退職

27 再任用 (職員の定年等に関する条例第5条第1項の規定により採用する場合
鳥取県……に再任用する
……職……等級に決定する
……号給を給する
……勤務を命ずる
……を命ずる
任期は……年……月……日までとする

28 任期更新 (職員の定年等に関する条例第5条第2項の規定により再任用の任期を更新する場合)
再任用の任期を……年……月……日まで更新する

○ 辞令書等の種類欄に記載する。

○ 枠外の場合には「特に……円を給する」とする。

○ 所属課所の長への再任用の場合を除く。

○ 辞令書等のその他欄に記載する。

29 再任用退職 (職員の定年等に関する条例第5条第1項の規定により採用されている職員が任期の満了により退職する場合)

再任用の任期の満了による退職

○ 辞令書等の種類欄に記載する。

附 則

- この附則は、昭和六十年三月三十一日から施行する。
- 改正後の教育委員会事務部局職員の任免発令規程別表のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、左分の間、同表の上欄に掲げる字句に代る。

第161	第5条第1項	第5条第1項 (同条例附則第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)
第162	第2条の規定により 第2条の規定による定年退職	第2条又は地方公務員法の一部を改正する法律 (昭和56年法律第92号) 附則第3条の規定により 第2条の規定による定年退職 (昭和56年法律第92号附則第3条の規定による退職)
第163	第4条第1項	第4条第1項 (同条例附則第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)
第164	第4条第2項	第4条第2項 (同条例附則第2項において準用する場合を含む。)
第165	第4条第4項	第4条第4項 (同条例附則第2項において準用する場合を含む。)

第一の28

第五條第二項

第五條第二項(同條例附則第三項において準用する場合を含む。)

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第五号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する

規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号(4)中「診療放射線技師及び診療エックス線技師法」を「診療放射線技師法」に改める。

第三条第二項中「又は第七条の二に該当する者」を削り、「職員となつた者」の下に「又は第七条の二第一号に規定する特殊の技術、経験等を必要とする職に採用された者」を加える。

第七条の二中「新たに職員を特殊の技術、経験等を必要とする職に採用しようとする」を「次に掲げる」に、「部内」を「部局内」に改め、同条

に次の各号を加える。

- 一 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合
- 二 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第一号)

第五条第一項の規定により職員を採用しようとする場合

第八条第四項第一号中「部内」を「部局内」に改め、同項第二号中「又は第七条の二」を「の規定又は第七条の二第一号に該当し、同条」に、「部内」を「部局内」に改める。

第十条の二第一項第一号(6)中「第二条第二号又は第三号の規定に該当する休職(同号の規定に該当するものにあつては、原因である災害が公務上の災害と認められるもの)」を「第二条各号の規定に該当する休職(同条第一号又は第三号の規定に該当するものにあつては、人事委員会の定めるもの)」に改める。

別表第十二中「第二条第二号又は第三号の規定に該当する休職(同号の規定に該当するものにあつては、原因である災害が公務上の災害と認められるもの)」を「第二条第一号又は第三号の規定に該当する休職(原因である災害が公務上の災害と認められるもの)」を「第二条第一号又は第三号の規定に該当する休職(人事委員会の定めるもの)」に改める。

二 附 則

1 この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、第三条第二項、第七条の二並びに第八条第四項第一号及び第二号の改正規定は、昭和六十年三月三十一日から施行する。

2 改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第七条の二

第二号中「第五条第一項」とあるのは、当分の間、「第五条第一項（同
条例附則第三項において準用する場合を含む。）」とする。

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第六号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委
員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の本庁の項二等級の欄中

婦人青少年
室、全
身障
害者
ス
ポ
ー
ツ
大
会
準
備
室
、
企
業
診
断
室
、
団
体
技
術
指
導
室
、
及
び
専
門
技
術
指
導
室
、
下
等
学
校
の
教
育
課
、
お
お
の
の
等
級
の
室
長

を

全
国
身
体
障
害
者
ス
ポ
ー
ツ
大
会
準
備
室
、
断
室
、
企
業
診
断
室
、
専
門
技
術
指
導
室
、
及
び
下
等
学
校
の
教
育
課
、
お
お
の
の
等
級
の
室
長

に
改
め、
同
項
三
等
級
の
欄
中

出
納
室
及
び
婦
人
青
少
年
室
等
以
外
の
室
長

を

出
納
室
ス
ポ
ー
ツ
大
会
準
備
室
以
外
の
室
長

に
改
め、
同
表
の
知
事
の
事
務
部
局
の
地
方
機
関
の
項
中

及
び
ツ
大
等
室
長

蘭
檢
定
所

蚕
業
指
導
所

所 長	所 長	所 長	所 長	所 長	所 長
次 長	係 長	次 長	係 長	次 長	係 長
長	長	長	長	長	長

を
蚕
業
指
導
所

所
長
次
長
係
長

に、
鳥
取
空
港

長 空 港 事 務 所	を	鳥 取 空 港 管 理 事 務 所	所 長	に 改 め、 同
----------------------------	---	---	--------	-------------------

表の教育委員会事務局及び教育機関の教育機関の項中

長
を
博物館館長
館長

博物館館長
館長

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中

- 課長
- 全国身体障害者スポーツ大会準備室長
- 企業診断室長
- 団体検査室長
- 専門技術員室長
- 検査専門員
- 農業構造改善員
- 農業技術調整員

に改め、同表の知事の事務部局の地方機関の項中

- 課長
- 婦人青少年室長
- 全国身体障害者スポーツ大会準備室長
- 企業診断室長
- 団体検査室長
- 専門技術員室長
- 検査専門員
- 農業構造改善員
- 農業技術調整員

を

種 畜 場	場 長
種 畜 場	場 長
種 畜 場	場 長
種 畜 場	場 長

を 種 畜

場 場 長 三種

に、

鳥 取 空 港

空 港 事 務 所 長

を 鳥取空港管理事務所

所

長

に改め、同表の教育委員

会事務局及び教育機関の教育機関の項中

博 物 館	
博 物 館	課 次
館	館

長	長	長
三種		一種

を

博 物 館		
課 次	館	館長(人事委員 会が承認したも のに限る。)
長	長	一種
三種	一種	一種

に

改める。

附 則

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

昭和六十年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第八号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則(昭和三十三年二月鳥取県人事委員会

規則第一号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(科目の認定)」に改め、同条第二項を削る。

附 則

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第九号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第
四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

東伯郡三朝町大字俵原三六一番地	東小学校俵原季節	
東伯郡三朝町大字田代五四一番地	南小学校田代分校	
を	東伯郡三朝町大字俵原三六一番地	東小学校

開分校

二級

二級

産業教育手当の支給に関する規則（昭和三十三年二月鳥取県人事委員会

俵原季節間分校

二級

に、

西伯郡大山町豊房二〇五二番地

西伯郡名和町大字東坪二四三六ノ二六番地

大山小学校香取分校

二級

西伯郡大山町豊房二〇五二番地

光徳小学校陣構分校

二級

大山小学校香取分校

二級

に、

東伯郡三朝町大字柿谷一

東伯郡東伯町大字三本杉

〇七〇番地

西小学校柿谷分校

一級

一一二九番地

古布庄小学校三本杉分校

一級

東伯郡三朝町大

字柿谷一〇七〇番地

西小学校柿谷分校

一級

に、

西伯

郡名和町大字門前六九〇ノ六四番地

を

西伯郡名和町大字門前九五七番地

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第二号中「第二条第二号又は第三号の規定に該当する休職（同号の規定に該当するものにあつては、原因である災害が公務上の災害と認められるもの）」を「第二条各号の規定に該当する休職（同条第一号又は第三号の規定に該当するものにあつては、人事委員会の定めるもの）」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中

繭 検 定 所	所長 次長
蚕 業 指 導 所	所長

を「蚕業指導所」所長 次長 に、鳥

取 空 港 空港事務所長 を 鳥取空港管理事務所 所

長 に改める。

附 則

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 木 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十二号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表の1の項中

町 長 部 局

総務課長 福祉課長 課長補佐(に所属するものに限る。)

を 町 長 部 局

総務課長 町民課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)

に改め、同表の2の項中

町 長 部 局

課長 局長 室長 課 所属するものに限る。)

長補佐(総務課に 庶務係長

を 町 長 部 局

課長 局長 室長 課長補佐 所属するものに限る。)

(総務課に

に改め、同表の6の項中

教育委員会事務局

教育長

を 教育委員会事務局

教育長 課長

昭和六十一年三月三十一日

に改め、同表の12の項中

小 学 校

校長 教頭

を

小 学 校

校長

農業委員会事務局

局長

教頭

に改め、同表の17の項中

町 長

部 局

課長 室長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)

を

町 長 部

局

課長 室長 局長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)

に改め、同表の18の項中

町 長 部 局

課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)

を

町

長 部 局

課長 局長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)

に改め、同表の

24の項中

町 長 部 局

課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)
財務係長

を 町 長 部 局

課長 室長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)

に

病 院

病院長 副病院長 医長 薬局長 事務長 婦長

を

病 院

病院長 副病院長 医長 薬局長 事務長 総婦長

に改め、

同表の29の項中

町 長 部 局 課長 室長

を 町 長 部 局

課長 室長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)

に改め、同表の32の項中

町 長 部 局 課長 庶務係長
保 育 所 園 長

を

町 長 部 局	課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)
保 育 所	園 長
保 健 セ ン タ ー	所 長 事 務 長

るもの

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 管 理 規 程

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第二号

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局企業職員就業規則（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（定年等）

第九条の二 職員の定年等については、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月鳥取県条例第一号）及び職員の定年等に関する規則（昭和六十年三月鳥取県人事委員会規則第一号）の定めるところによる。

附 則

この企業管理規程は、昭和六十年三月三十一日から施行する。

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第三号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「勤務する職員」の下に「（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）」を加える。

第九条の次に次の一条を加える。

別表第二の事業所の項中

発電集中制御所長（人事委員会が承認したものに限る。） 企業局西部事務所長（人事委員会が承認したものに限る。） 発電所建設事務所長（人事委員会が承認したものに限る。）
--

を

発電集中制御所長（人事委員会が承認したものに限る。） 管理所長（人事委員会が承認したものに限る。） 企業局西部事務所長（人事委員会が承認したものに限る。） 発電所建設事務所長（人事委員会が承認したものに限る。）
--

に改める。

附 則

この企業管理規程は、昭和六十年四月一日から施行する。